

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年11月5日(月)午後1時27分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 遅刻委員

16番	南		秀	和	
-----	---	--	---	---	--

5. 欠席委員

5番	吉	川	敏	彦	
----	---	---	---	---	--

6. 会議録署名委員      1 1 番    南                    和    弘  
                                  1 2 番    松   村            敏    彦

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

8. 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
                                  ( 3 条許可)
- 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について  
                                  ( 利用権設定)
- 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について  
                                  ( 所有権移転)
- 議案第 4 号 非農地証明交付願について ( 非農地証明)
- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用  
                                  届出について ( 5 条届出)
- 報告第 2 号 農地形状変更事業について  
                                  ( 農地形状変更事業)
- 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意  
                                  解約の通知について ( 賃貸借合意解約)

9. 会議の経過

(事務局長)

ご案内をしておりました時間よりも若干早いんですけれども、吉川委員から欠席の連絡と、南秀和委員が若干遅れるということで連絡がありましたので、他の皆さんはお揃いということで、始めさせていただきたいと思います。平成30年第11回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員が6名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

総会を始めます前に、本日、全員協議会の方で、新市街地に関する事で、農業委員会に対しまして意見照会等があるかもしれないということで、新市街地がどういう形で計画をしているかということを整備室の方から部長、課長が来ていただきまして、説明させてもらいたいということなので、了承いたしまして、全員協議会の1番目、こちらの方には優良田園住宅に係る説明ということになっておりますけれども、全体、整備、どういう形で計画をされているか等を説明をいただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について  
(3条許可) 6件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 2件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転) 1件
- 非農地証明交付願について(非農地証明) 1件

(会長)

- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について (5条届出) 3件
- 農地形状変更事業について (農地形状変更事業) 2件
- 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について (賃貸借合意解約) 1件

それではまず、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。11番の南和弘委員、12番の松村委員でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可ですが、受付番号14について、こちらは、一番最後の報告事案でございます報告第3号受付番号2農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、と関連がございますので、あわせて事務局より説明をお願いをいたします。

(事務局)

議事に入ります前に、皆さまに農地法第3条調書を郵送で送らせていただいておりますけれども、ページ番号がふられておりませんでしたので、本日新たに差し替えという形で調書をお配りさせていただいておりますので、そちらの方をご覧になって審議をよろしく願いいたします。

また、10月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- |     |         |
|-----|---------|
| 3番  | 山本委員    |
| 8番  | 内田裕夫委員  |
| 10番 | 西村職務代理者 |
| 12番 | 松村委員    |
| 16番 | 南秀和委員   |
| 17番 | 内田孝司委員  |

(事務局)

事務局 2 名と都市整備課 1 名により実施しております。

それでは、議案第 1 号受付番号 1 4 につきましては議案書 1 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

本件の該当地につきましては、賃貸借による権利の設定がなされておりましたので、事前に合意解約がされております。賃貸借の合意解約につきましては、報告第 3 号受付番号 2 議案書 1 7 ページ、最終ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりです。このような概要で賃貸借契約が結ばれておりまして、下の米印の条件で解約がなされました。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 ページをご覧ください。

また、別添でお付けしております農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書 1 ページの方もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(南秀和委員 午後 1 時 3 5 分 入室)

(●●●●委員)

議案第 1 号受付番号 1 4 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題がないものと思われまます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 1 4 と報告第 3 号受付番号 2 の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

3条の移転ですけれどもよろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号14に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号15について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号15につきましては議案書2ページ、及び3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。3ページにつきましては、譲渡人、譲受人の明細となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても農地法第3条調書2ページをご覧ください。審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を続けて●●●●委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

はい、ただ今議案第1号受付番号15の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう  
でございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号15  
に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいた  
します。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたしま  
す。

続きまして、受付番号16から受付番号18まで、  
受け手が同じでございますので、まとめて審議をした  
いと思います。事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第1号受付番号16につきましては議案書4  
ページをご覧ください。内容につきましては記載のと  
おりでございます。こちら、受け手の経営面積、耕作  
面積でございますが、経営0、自作地0となってお  
るところでございます。こちらの方につきましては、平成  
30年1月に許可されました●●●●●●●、●●●●  
さんの農地転用の関係で、以前は1500㎡程度所有  
をされておりましたが、農地転用で耕作面積が0にな  
ったという方でございます。このような方で、この度  
農地の取得等の申請がなされた訳でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写  
真の3ページと4ページをご覧ください。

こちらにつきましては、農地法第3条調書は3ペー  
ジでございます。

また、議案第1号受付番号17につきましては議案  
書5ページをご覧ください。内容につきましては記載の  
とおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当  
農地の写真5ページをご覧ください。

農地法第3条調書につきましては、4ページをご覧  
になり審議をお願いいたします。

(事務局)

次に、議案第1号受付番号18でございます。議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、所有権移転ではなくて、権利種別をご覧くださいとなつたらわかりますとおり、3条使用貸借でございます。こちら、議案書には記載がございませんけれども、貸借期間につきましては3年とうかがっておるところでございます。こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

こちらにつきましても別添でお付けしております農地法第3条調書5ページをご覧ください。こちらの3条調書の補足説明をさせていただきますと、3条調書、上から5番目、第2項第5号下限面積というのがございます。久御山町においては、下限面積は左端に書かれておりますとおり30アールと決められておるところでございます。こちらにも書かれておりますとおり、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えるということになっております。こちら耕作の事業に供すべき農地というのが、今回の申請農地を含んで、所有地、借りる土地全部を含んで30aを超えておつたらこの第5号をクリアしておるをいうこととございまして、今回16、17、18の農地を全て足しますと30アールを超えておるので、この下限面積はクリアしておるというところでございます。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を内田裕夫委員、続きましてよろしくお願ひいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号16と受付番号17と受付番号18の案件につきましては、現地調査の報告をさせていただきます。



(●●●●委員)

本件の該当地、受付番号16と受付番号18については、特に問題ないものと思われます。

受付番号17については、木が生えていました。ということです。

(会長)

はい、ただ今議案第1号受付番号16から受付番号18の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

はい、●●●●委員。

(●●●●委員)

30アールに満たない場合は、借地でもかまわないというようなことで、何パーセントくらいまでの借地でいけるんですか。

(事務局)

パーセントにつきましては、特に決まりはございませんので、全て借地であっても理屈上は可能となっております。

(●●●●委員)

ほな、全部を取得しなくてもかまわないということですか。

(事務局)

3条許可につきましては、全てが取得じゃなくて、今回、全て借りるというやり方でもかまわないとなっております。

(会長)

よろしいですか。法的にはそういうような規定になっているというところでございます。

よろしいですか。

(●●委員)

すみません。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

図面で、地図の方の5ページなんですけども、現地調査の方でも今、報告がありましたように、雑木が生えているということで、現状では農地利用されていないように見受けたんですけれども、その辺の今後の対応をどのようにされるのか、お願いしたいと思います。

(事務局)

はい、申請者さんにお伺いしましたところ、こちらの大木につきましては切って、畑に戻したいと思っておられるそうでございます。畑が無理であれば、果樹を植えて耕作をしていきたいということでございまして、今現在ですけれども、まず下草の方は除草を始められておるところでございます。

(会長)

●●委員、よろしゅうございますか。

(●●委員)

はい。

(会長)

その他特に、ご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

はい、それではその他特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第1号受付番号16から受付番号18に許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号19について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号19につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。7ページ左側の写真でござ

(事務局)

います。

こちらにつきましても、別添でお付けしました農地法第3条調書6ページをご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい、それでは、現地調査の報告を引き続き●●●●委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号受付番号19の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号19の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号19に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは、議案第2号の方に移りたいと思います。続きまして議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、まず利用権の設定を議題とします。

受付番号64について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号64につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。8ページ上の2枚の写真と左下の写真でございます。

利用権の設定につきましては、本日2件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号64の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地について、特に問題ないものと思われ  
ます。

(会長)

はい、ただ今議案第2号受付番号64の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

利用権の設定でございます。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号64について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第2号受付番号65につきましては、●●●委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規

(会長) 定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いをいたします。終了後にまた着席をしていただきます。

(●●●委員 午後 1 時 4 9 分 退席)

(会長) それでは受付番号 6 5 につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第 2 号受付番号 6 5 につきましては議案書 9 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 7 ページ右側の写真と 9 ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは引き続き、現地調査の報告を●●委員、よろしくお願ひいたします。

(●●委員) 議案第 2 号受付番号 6 5 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地について、特に問題ないものと思われ  
ます。

(会長) はい、ただ今議案第 2 号受付番号 6 5 の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう  
でございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 6 5  
について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお  
願ひいたします。

(会長) 全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●●委員 午後 1 時 5 0 分 入室)

(会長) はい、それでは議案最後の議案第 3 号の方に入りたいと思います。議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、今度は所有権の移転でございます。

それでは受付番号 13 について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 13 につきましては議案書 10 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらは、農地の売買支援事業でございます。京都府農業会議から担い手さんの方に所有権移転がされる案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 8 ページ、一番右下の写真でございます。

所有権移転につきましては、本日 1 件でございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●委員) 本案件につきましては、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、きれいに耕作もされておりますので、問題ないものと思われまます。

(会長) ただ今、議案第 3 号受付番号 13 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございま

(会長)

せんか。

よろしいですか。今、●●委員もありましたとおり、きれいに耕作されているという一言もありました。よろしゅうございますか。

はい、それでは採決に入ります。議案第3号受付番号13の可否について、可とすること賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号非農地証明交付願について、を議題といたします。

受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号1につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。非農地証明につきましては、こちら議案書11ページ備考欄にございますように、農地法施行以前より宅地として利用されているような場合で、登記簿の方が田というような農地となっているような場合で、地目変更をしたいというふうな場合に、通常でしたら農地転用というふうな手続きをとるんですけれども、農地法施行以前ということでございますので、そもそもここは、最初から農地ではございませんというような証明、非農地証明というものを発行することができるとなっておりますのでございます。こちらの非農地証明を法務局に持っていきますと、地目の変更ができるということでございます。こちらの議案につきましては、この備考欄にありますような形で農地法以前から非農地であったかどうかの審議をいただくような案件でございます。こちら、参考資料といたしまして、クリップ留めでA3の航空写真や図面を皆さまのお手元にお配りさせていただいております。

(事務局)

ます。一番最初に付いておられますのが建物図面、各階平面図というものでございまして、こちらの図面が左下にありますように平成30年6月20日現在でございまして。こちら、●●●●●●●●●●の所が、右側の図面を見ていただいたらおわかりになりますとおり、主と書かれた建物に一部かかっておって、●●●●●は農地でなくて宅地として現在利用されておるということがわかる図面となっております。一枚めくっていただきまして、その次の所です。白黒の航空写真につきましては、昭和21年のGHQ撮影の航空写真でございまして、21年時点で、この黄色の矢印がある所の家ですね、このような家の形でございました。次のカラー刷りの方が、昭和57年のカラー刷りの写真となっております。こちら黄色の矢印の所が該当地でございまして、昭和21年、昭和57年、それと航空写真ではございませんが建物図面、こちらの形状等から見て、昭和21年当時から大きな差はないと、いうふうに思われますので、昭和21年というのが農地法施行以前でございまして。その時点から、宅地として利用されていたのではないかと、事務局のほうでは確認させていただいたので、こちら備考欄に記入させていただいておるところでございまして。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●●委員)

議案第4号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、家が建っていた状態でございます。以上です。



(会長)

ただ今、●●●委員から報告をしていただきました。議案第4号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。もうすでに、宅地化をされていたというような状況が見受けられる訳でございますけれども、よろしゅうございますか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1の非農地証明について、証明書を交付することについて、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をし、証明書の交付をいたします。

これで、審議は終わりたいと思います。これより報告に入ります。

まず、報告第1号受付番号7農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条の届出の案件ですが、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号7の案件につきましては議案書12ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページをご覧ください。

本件につきましては、10月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号7の報告がございました。これにつきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

5条の届出でございます。よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問ないようでございますので、次の報告に行きます。

報告第1号受付番号8、事務局より説明願います。

(事務局)

報告第1号受付番号8につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。

本件につきましても、10月25日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号8の報告がございました。何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございますので、次の報告に行きます。

受付番号9について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第1号受付番号9につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

本件につきましても、10月25日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたこ

(事務局)

とを申し添えておきます。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号9の報告がございました。何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう  
でございますので、次の報告に行きたいと思いま  
す。

報告第2号受付番号3農地形状変更事業についま  
して、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第2号受付番号3につきましては議案書15  
ページをご覧下さい。内容につきましては記載のと  
おりでございます。こちら備考欄にございますように、  
覚書締結日が10月9日ございましたので、写真、  
詳細地図につきましては14ページをご覧になっ  
ていただきましたら、14ページの上2枚の写真でござ  
いますが、もう着工はなされておるという状況でござ  
います。

それでは会長、よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号3の報告がございました。この  
件について、何かご意見等ございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないよう  
でございますので、続きまして受付番号4の報告を事務局  
よりお願いをいたします。

(事務局)

報告第2号受付番号4につきましては議案書16  
ページをご覧下さい。内容につきましては記載のと  
おりでございます。本案件につきましては、先月の全員  
協議会で報告させていただいた案件でございます。ま

(事務局)

た、こちらの届出人はこの方の名前になっておりますけれども、実際に工事を行ったのは、この事由欄にもありますような形で●●●●●の方が工事をなされております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページでございます。14ページ下2枚の写真でございます。こちら、工事の方は完成しておるところでございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号4の報告がございました。何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございますので、これで本日予定をいたしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

---

午後2時3分 終了

---